

令和2年度ネットリサーチ「交通ルールの遵守」に関するアンケート結果報告書

■結果のポイント

- 交通ルールに対する意識については、「とても意識している」が48.1%で最も高く、次いで「やや意識している」が41.4%と続く。
- 交通ルールを意識するときについては、「交通事故についての情報を見聞きしたとき」が61.0%で最も高く、次いで「罰則が強化されたとき」が34.7%と続く。
- 県が取り組むべきことについては、「道路交通法違反の取締りの強化」が44.4%で最も高く、次いで「信号機・横断歩道等の整備」が40.2%と続く。

■調査結果の概要

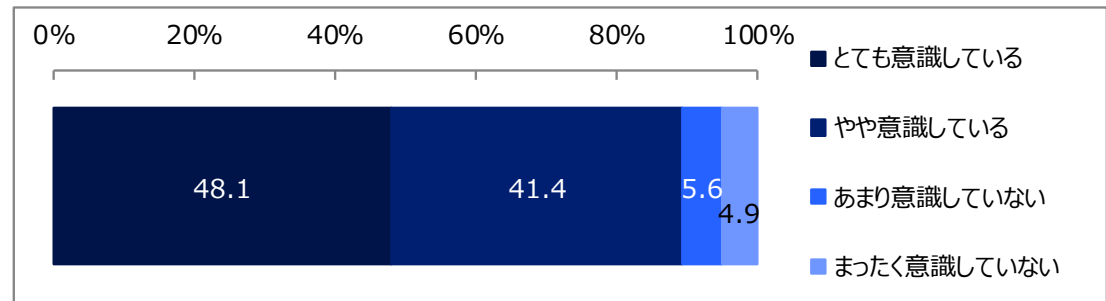
1 交通ルールに対する意識

◇ 「とても意識している」が48.1%で最も高く、次いで「やや意識している」が41.4%と続く。

Q1.あなたは、普段、道路を歩行する際や、自転車・自動車の運転をする際に、交通ルールを守ることに意識していますか。あてはまるものを1つだけ選んでください。

SA

	%	n
全体	100.0	1000
とても意識している	48.1	481
やや意識している	41.4	414
あまり意識していない	5.6	56
まったく意識していない	4.9	49



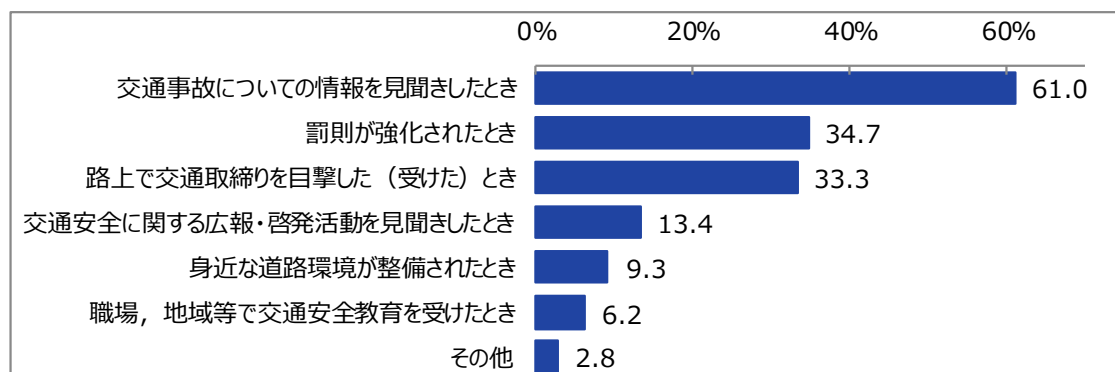
2 交通ルールを意識するとき

◇ 「交通事故についての情報を見聞きしたとき」が61.0%で最も高く、次いで「罰則が強化されたとき」が34.7%と続く。

Q2.あなたが、交通ルールを守ることにについて改めて意識するのはどんなときですか。あてはまるものを2つまで選んでください。

MA

	%	n
全体	100.0	1000
交通事故についての情報を見聞きしたとき	61.0	610
罰則が強化されたとき	34.7	347
路上で交通取締りを目撃した（受けた）とき	33.3	333
交通安全に関する広報・啓発活動を見聞きしたとき	13.4	134
身近な道路環境が整備されたとき	9.3	93
職場、地域等で交通安全教育を受けたとき	6.2	62
その他	2.8	28



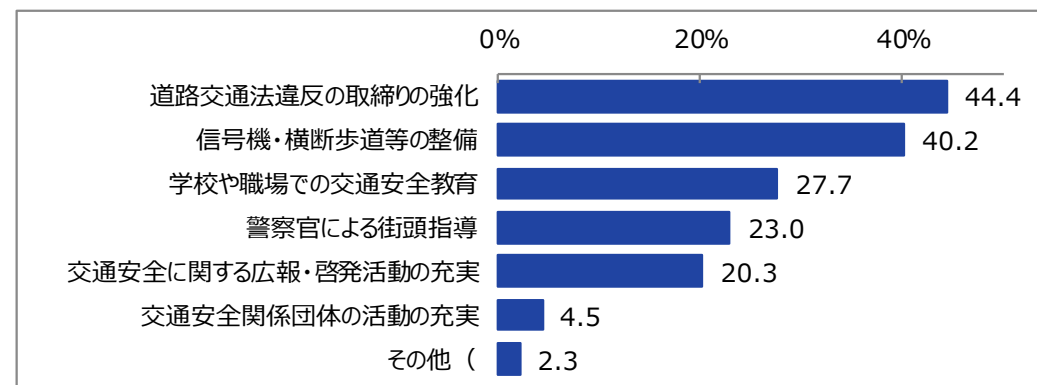
3 県が取り組むべきこと

◇ 「道路交通法違反の取締りの強化」が44.4%で最も高く、次いで「信号機・横断歩道等の整備」が40.2%と続く。

Q3.交通ルールを守る気持ちを醸成するため、県はどのようなことに取り組むべきだと思いますか。あてはまるものを2つまで選んでください。

MA

	%	n
全体	100.0	1000
道路交通法違反の取締りの強化	44.4	444
信号機・横断歩道等の整備	40.2	402
学校や職場での交通安全教育	27.7	277
警察官による街頭指導	23.0	230
交通安全に関する広報・啓発活動の充実	20.3	203
交通安全関係団体の活動の充実	4.5	45
その他（	2.3	23



■調査の目的

交通事故のない安全で快適な交通社会を実現するために、県民の交通ルールに対する意識を把握し、交通ルールの遵守に向けた効果的な対策を検討するための資料とする。

■実施概要

- ・実施期間 令和2年8月7日～14日
- ・サンプル数 茨城県常住人口調査（令和2年4月1日現在）に基づく性別・年代・居住地（5地域）の割合で割り付けた18歳以上の県民1,000サンプル

回答者数（人）

		県北	県央	鹿行	県南	県西	計
全体		205	160	96	348	191	1,000
性別	男性	106	80	51	178	99	514
	女性	99	80	45	170	92	486
年代別	18～29歳	33	27	17	65	33	175
	30歳代	34	28	17	62	32	173
	40歳代	46	37	21	81	42	227
	50歳代	45	33	19	69	38	204
	60歳代	47	35	22	71	46	221

県北：日立市，常陸太田市，高萩市，北茨城市，ひたちなか市，常陸大宮市，那珂市，那珂郡，久慈郡

県央：水戸市，笠間市，小美玉市，東茨城郡

鹿行：鹿嶋市，潮来市，神栖市，行方市，鉾田市

県南：土浦市，石岡市，龍ヶ崎市，取手市，牛久市，つくば市，守谷市，稲敷市，かすみがうら市，つくばみらい市，稲敷郡，北相馬郡

県西：古河市，結城市，下妻市，常総市，筑西市，坂東市，桜川市，結城郡，猿島郡

(注)

1. 「ネットリサーチ」の回答者は、民間調査会社のインターネットリサーチモニターであり、無作為抽出された調査対象者ではない。
2. 割合を百分率で表示する場合は、小数点第2位を四捨五入した。四捨五入の結果、個々の比率の合計と全体を示す数値とが一致しないことがある。
3. 図表中の表記の語句は、短縮・簡略化している場合がある。